

令和 6 年度

廃棄物収集運搬処理及び
実験動物焼却炉運転業務

一般競争入札
入札説明書



令和 6 年 2 月
公立大学法人福島県立医科大学

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する廃棄物収集運搬処理及び実験動物焼却炉運転業務に係る一般競争入札（以下「入札」という）については、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第6条の規定に基づき、本件契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

（1）件名及び数量

廃棄物収集運搬処理及び実験動物焼却炉運転業務 一式

（2）仕様等

入札説明書及び仕様書による

（3）履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、原則として3年を超えない間は、本学が必要と認めた場合1年ごとに更新することができるものとする。

（4）履行場所

福島市光が丘1番地

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （2）3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- （3）一般廃棄物の収集運搬について、「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第12条第1項第1号の規定」による許可を有していること。
- （4）産業廃棄物収集運搬について、福島県から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定」による許可を有していること。
- （5）焼却炉運転業務に従事する者は廃棄物処理施設技術管理者の資格を有していること。
- （6）平成31年1月1日から入札公告日までの間において、病床数350床以上の病院管理者から当該業務を直接受託し、12か月以上連續して当該業務を履行した実績を有する者であること。
- （7）福島県の庁舎等維持管理業務（清掃等業務、一般廃棄物収集運搬業務）の入札参加有資格者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記5の(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること（郵便による場合は書留郵便とする）。

なお、令和6年3月1日（金）午後5時までに必着とし、申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格の確認ができないこととなり、入札には参加できないので注意すること。

また、入札参加資格確認通知書（様式9）を郵便により送付するので確認すること。

（発送予定 令和6年3月8日（金））

- (1) 法人登記簿謄本（コピー可）
- (2) 印鑑証明書（コピー可）
- (3) 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）
- (4) 上記3（3）、（4）、（5）、（7）に基づく資格を有することを証明する書類（コピー可）
- (5) 業務実績証明書（様式2）（原本とする）
- (6) 実施体制及び配置人員数（様式6）
- (7) 作業従事者名簿（様式7）
- (8) 親子会社等に関する調書（様式8）

※ 長3封筒を同封すること

封筒に84円切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問合せ先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 総務課管財係

電話 024-547-1017（直通）

- (2) 契約条項を示す期間

令和6年2月9日（金）から令和6年3月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月22日（金）午後1時45分

福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 8号館5階 S507会議室

（郵便により入札書を提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月21日（木）午後5時までに必着のこと。）

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、入札書（様式3）により、上記5の(3)に示す場所へ提出すること。
- (2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。
 - ア 氏名
 - イ [3月22日開札 廃棄物収集運搬処理及び実験動物焼却炉運転業務の入札書在中]
- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に上記（2）に掲げる事項を記入すること。
- (4) 代理人が出席する場合は委任状（様式4）を提出すること。
- (5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
入札参加資格確認通知書（様式9）（入札者が本書を持参すること。）
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付ができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式5）を上記5（1）に提出すること

により説明を求めることができる。

提出期限：令和6年2月16日（金）

回答予定日：令和6年2月21日（水）

回答方法：公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。

（2）入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

（3）入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

（4）入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正は価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（5）開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

（6）開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

（7）入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（1）この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（2）この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

（3）所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

（4）委任状を持参しない代理人のした入札

（5）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

（6）記名、押印を欠く入札

（7）金額を訂正した入札

（8）誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

（9）同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができな

い入札又は後発の入札

- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、随意契約とことができる。

15 落札者決定の通知

落札者に対しては、落札決定後、電話等の確実な方法により速やかに通知する。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

17 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは 落札の決定を取消すことがある。

18 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 契約条項

契約書（案）による。

20 苦情の申し立て

全ての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定

の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。

別記 1

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。)、福島県(福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む)、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上(工事等の請負契約にあっては百分の十以上)の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 福島県債証券	額面全額
二 国債証券	額面全額の10分の8
三 地方債証券(福島県債証券を除く)	額面全額の10分の8
四 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8